平成25年3月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 西村 -平成24年(行ケ)第1号 選挙無効請求事件 口頭弁論終結日 平成25年1月28日

AND AND AND AND	177001	2,, 3 0 F						
	•	判	決					
秋田市								
	原	告						
	同訴訟代理人弁護	± .	長	尾	浩	行		
	同		升	永	英	俊		
	同		久 保	利	英.	明		
•	同		· 伊	藤		真		
. •	同		小	JII	尚	史		
秋田市山王四丁目1番1号								
	被	告	秋田県	選挙管	理委員	会		
	同代表者委員	長	田	中	伸	`		
•	同指定代理	人	村	橋	摩	世		
, .	同		美	畸	大	典		
	同		泉		利	夫		
	同		長 久	保	平	_		
	同		鴫	原		敏		
	同		菊	地	京	幸		
	同		菅	原	紅	子		
	闰	•	高	橋		栄		
•	同		千	葉	大	₩		

主

可

同,

文。

小

畠

柳

Щ

公

秀

成

樹

- 1 原告の請求を棄却する。ただし、平成24年12月16日に行われた 衆議院(小選挙区選出)議員選挙の秋田県第1区における選挙は違法で ある。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 平成24年12月16日に行われた衆議院(小選挙区選出)議員選挙の秋田県第1区における選挙を無効とする。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

第2 事案の概要

- 1 本件は、平成24年12月16日施行の衆議院(小選挙区選出)議員選挙 (以下「本件選挙」という。)について、秋田県第1区の選挙人である原告が、 平成14年法律第95号による改定後の公職選挙法13条1項、別表第1の 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区及び議員定数の定め(以下「本件区割 規定」という。)が、憲法の要請する人口比例に基づいておらず、無効である から、本件区割規定に基づき施行された本件選挙の秋田県第1区における選 挙も無効であるなどと主張して提起した選挙無効訴訟である。
- 2 前提事実 (争いがない事実, 顕著な事実及び証拠により容易に認められる事 実)
 - (1) 原告は、本件選挙の秋田県第1区の選挙人である。
 - (2) 本件選挙施行時における衆議院議員の定数は480人であり、そのうち 300人が小選挙区選出議員、その余の180人が比例代表選出議員とさ れた(公職選挙法4条1項)。
 - (3) 本件選挙は、本件区割規定に基づく選挙区割り(以下「本件選挙区割り」という。)に従って施行された。
 - (4) 総務省発表「第46回衆議院議員総選挙選挙人名簿登録者数及び在外選

挙人名簿登録者数の合計(国内+在外)(平成24年12月4日 17時現在)」によれば、本件区割規定に基づく各小選挙区の議員1人当たりの選挙人数(在外選挙人名簿登録者を含む)の比率は、最小の高知県第3区と最大の千葉県第4区との間では1対2.428(以下、較差に関する数値は全て概数である。)であり、また、高知県第3区と原告が選挙人である秋田県第1区との間では1対1.305であった。

- (5) 本件選挙の施行当日である平成24年12月16日時点における衆議院議員総選挙小選挙区選出議員選挙の議員1人当たりの選挙人数の最大較差は1 対2.425であった(乙10)。
- (6) 最高裁平成23年3月23日大法廷判決・民集65巻2号755頁(以下「平成23年判決」という。)は、本件選挙と同一の本件区割規定に基づいて実施された平成21年8月30日施行の衆議院議員総選挙(以下「前回選挙」という。)について、平成24年法律第95号による改正前の衆議院議員選挙区画定審議会設置法(以下「旧区画審設置法」という。)3条の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りの基準(以下「本件区割基準」という。)のうち各都道府県の区域内の選挙区の数として各都道府県にあらかじめ1を配当するという方式(同条2項。以下「1人別枠方式」という。)に係る部分は、前回選挙当日までに、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っており、同区割基準に従って平成14年に改定された本件区割規定に基づく選挙区割りも憲法の投票価値の平等に反する状態に至っていたものではあるが、いずれも憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえず、本件区割基準及び本件区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということはできない旨判示した。

3 争点

本件区割規定に基づく本件選挙区割りが憲法に違反して,本件選挙が無効 となるか。

4 争点に関する当事者の主張

(1) 原告の主張

- ア 主権者たる国民が「正当に選挙された国会における代表者を通じて行動」すると定めた憲法前文に照らせば、国家権力の行使を国会議員の多数決で決定すること(憲法56条2項,59条,67条,60条2項,61条等)は、主権者たる国民が正当に選挙された国会議員を特別な代理人として国家権力を実質的に国民の多数意見で行使することによってのみ正当化され、国会議員の投票権の等価性の根拠も、選出選挙区の国会議員1人当たりの主権者の数が同数であること以外にあり得ない。したがって、正当な選挙は、国民の多数意見と国会議員の多数意見が等価となる変換手続でなければならず、国会議員を同数の登録有権者数から選ぶ選挙区割り(人口比例選挙)が必須である。
- イ 憲法の最高法規性(憲法98条)・公務員の憲法尊重擁護義務(同法99条)に照らせば、憲法上の要請である投票価値の等価性は、憲法上の要請ではない他の政策目的や理由によって減殺され得ず、都道府県の県境を超えてでも人口比例に基づく選挙区割りが設けられなければならない。
- ウ 本件区割規定は、前提事実(4)のとおり、人口比例に基づいて選挙区割り されていないので、憲法前文第1段第1文、56条2項、59条、67条、 60条2項、61条、44条ただし書、13条、15条、14条が要求す る人口比例選挙の保障に違反する。
- エ 前回選挙について、本件区割基準のうち1人別枠方式に係る部分は憲法の投票価値の平等の要求に反するとした平成23年判決から本件選挙日まで是正のために1年8か月強の期間がありながら、本件区割基準中の1人別枠方式の廃止を前提とする是正がされないまま本件区割規定に基づき本件選挙が実施されたことからすれば、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったものであり、この点からも本件区割規定は上記ウの憲

法の各条文に違反する。

オ 以上によれば、本件区割規定に基づいて施行された本件選挙のうち、 秋田県第1区における選挙は無効である。なお、訴訟の対象となった小選 挙区の選挙のみが無効となる上、将来的無効とすれば国が混乱に陥ること はない。いわゆる事情判決の法理を適用して選挙を無効としないことは、 違憲状態を野放しにすることになり、かえって公共の利益を害する。

(2) 被告の主張

- ア これまでの最高裁判決において合理的期間内に投票価値の較差の是正がされなかったと判断された事案と異なり、国会が1人別枠方式を存続させることの不合理性を認識した平成23年判決の言渡し後本件選挙日までは約1年9か月にすぎず、また、本件選挙当日の投票価値の最大較差は1対2.425であり、前回選挙時の1対2.304からわずかに増大しているにすぎない。人口の流動化を始め変化の著しい社会情勢の中で、投票価値の平等という憲法上の要請に応えつつ、国民の意思を適正に反映する選挙制度を実現するには、1人別枠方式を廃止して各都道府県にあらかじめ配分された定数を再配分するほか、市町村を単位とする選挙区のまとまり具合に配慮しつつ選挙区割り全体の見直しを検討・審議する必要があり、そのような困難な立法措置を講ずるには、上記期間は不十分というべきである。
- イ しかも、国会は、その間に、投票価値の較差是正を図るため選挙制度の 改革に取り組んできており、平成24年11月16日には、1人別枠方式 の廃止と小選挙区選挙の議員定数の「0増5減」を内容とする衆議院小選 挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するため公職選挙 法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律(平成2 4年法律第95号。以下「緊急是正法」という。)が成立し、1人別枠方 式の廃止に係る部分については施行されたが、衆議院議員選挙区画定審議

会で以下「区画審」という。)が区割りの改定案を作成し、それを勧告するまでには一定の期間を要するため、本件選挙までに本件区割規定を改正するには至らなかったものであり、現在も引き続き是正に向けての区割り改定作業が継続されている。

- ウ 以上によれば、平成23年判決により憲法の要求に反する状態にあると された本件区割規定は、本件選挙までの間に改正されるには至っていない が、なお憲法上要求される合理的期間内に是正されなかったということは できず、憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものではない。
- エ したがって、本件区割規定に基づいて施行された本件選挙のうち、原告の選挙区(秋田県第1区)における小選挙区選挙は無効ではない。

第3 当裁判所の判断

当裁判所は、本件選挙当時、1人別枠方式を含む本件区割基準に従って定められた本件区割規定の定める選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていた上、憲法上要求される合理的期間内における是正がされておらず、本件区割規定に基づいて施行された本件選挙は、憲法に違反する不平等を生ぜしめている部分のみならず、全体として憲法14条1項に違反するが、諸般の事情に照らし、本件選挙自体は無効としないことが相当と判断する。その理由は、以下のとおりである。

- 1 前提事実, 証拠(後記のもののほか, 甲1, 7, 19), 弁論の全趣旨及び当裁判所に顕著な事実によれば, 以下の事実関係が認められる。
 - (1) 衆議院議員の選挙制度は、当初、中選挙区単記投票制を採用していたが、 平成6年1月に公職選挙法の一部を改正する法律(平成6年法律第2号) が成立し、平成6年法律第10号及び同第104号によりその一部が改正 され、小選挙区比例代表並立制に改められた(以下、上記改正後の当該選 挙制度を「本件選挙制度」という。)。

本件選挙施行当時の本件選挙制度にまれば、衆議院議員の定数は480

人,そのうち300人が小選挙区選出議員,180人が比例代表選出議員とされ(公職選挙法4条1項),小選挙区選挙については,全国に300の選挙区を設け,各選挙区において1人の議員を選出し,比例代表選挙については,全国に11の選挙区を設け,各選挙区において所定数の議員を選出するものとされている(同法13条1項,2項,別表第1,別表第2)。総選挙においては,小選挙区選挙と比例代表選挙とを同時に行い,投票は小選挙区選挙及び比例代表選挙ごとに1人1票とされている(同法31条,36条)。

(2) 上記の公職選挙法の一部を改正する法律と同時に成立した旧区画審設置 法によれば、区画審は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、 調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理 大臣に勧告するものとされた(同法2条)。上記の改定案を作成するに当 たっては、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最 も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上にならないようにす ることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合 ・理的に行わなければならないものとされ(同法3条1項),また,各都道 府県の区域内の選挙区の数は、各都道府県にあらかじめ1を配当した上で (1人別枠方式),これに,小選挙区選出議員の定数に相当する数から都 道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加え た数とするとされていた(同条2項)。同法において1人別枠方式が採用 された経緯については、同法案の国会での審議において,法案提出者であ る政府側から、各都道府県への定数の配分については、投票価値の平等の 確保の必要性がある一方で,過疎地域に対する配慮,具体的には人口の少 ない地方における定数の急激な減少への配慮等の視点も重要であることか ら,人口の少ない県に居住する国民の意思をも十分に国政に反映させるた めに,定数配分上配慮して,各都道府県にまず1人を配分した後に,残余

の定数を入口比例で配分することとした旨の説明がされていた。

選挙区の改定に関する上記の勧告は、統計法 5条 2 項本文の規定により 1.0年ごとに行われる国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示され た日から1年以内に行うものとされ(旧区画審設置法 4条 1 項)、さらに、 区画審は、各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認め るときは、上記の勧告を行うことができるものとされている(同条 2 項)。

- (3) 区画審は、統計法(平成19年法律第53号による改正前のもの)4条2項本文の規定により10年ごとに行われるものとして平成12年10月に実施された国勢調査の結果に基づき、衆議院小選挙区選出議員の選挙区に関し、旧区画審設置法3条2項に従って各都道府県の議員の定数につきいわゆる5増5減を行った上で、同条1項に従って各都道府県内における選挙区割りを策定した改定案を作成して内閣総理大臣に勧告し、これを受けて、その勧告どおり選挙区割りの改定を行うことなどを内容とする公職選挙法の一部を改正する法律(平成14年法律第95号)が成立した。平成21年8月30日施行の前回選挙は、同法所定の本件区割規定に基づいて実施された。
- (4) 平成12年に実施された国勢調査による人口を基に、本件区割規定の下における前回選挙区間の人口の較差を見ると、最大較差は人口が最も少ない高知県第1区と人口が最も多い兵庫県第6区との間で1対2.064であり、高知県第1区と比較して較差が2倍以上となっている選挙区は9選挙区であった。また、前回選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差は、選挙人数が最も少ない高知県第3区と選挙人数が最も多い千葉県第4区との間で1対2.304であり、高知県第3区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は45選挙区であった。各都道府県単位で見ると、前回選挙当日における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は、議員1人

当たりの選挙人数が最も少ない高知県と最も多い東京都との間で1対1

(5) 区画番は、平成22年に実施された国勢調査の結果を受け、平成24年 2月25日までに次期衆議院総選挙の区割り改定案を内閣総理大臣に勧告 することとなっていたが(旧区画審設置法4条1項)、前回選挙について の平成23年判決を受け、区画審における区割り改定案作成の前提となる 1人別枠方式の定めを含む旧区画審設置法自体の見直しが問題となり、区 画審における区割り改定案の作成作業は中断された(乙7)。

このような状況を受け、民主党幹事長代行(当時)を座長とする衆議院 選挙制度に関する各党協議会が設置され、第1回会合を平成23年10月 19日に開催して以降、投票価値の較差の是正について、衆議院議員定数 削減及び衆議院議員選挙制度抜本改革といったテーマとともに協議が重ね られた(乙2の1ないし2の7)。平成24年4月25日開催の第16回 会合では,次回衆議院議員総選挙のための緊急措置として,1人別枠方式 を廃止し、小選挙区選出議員の定数を「0増5減」すること、これと併せ て、比例代表選出議員の定数を75削減し、ブロック比例代表制を全国比 例代表制に改め、比例代表選出議員の定数100のうち3割を連用制とす ることなどを内容とする「座長とりまとめ私案」が提案されたが、1人別 ・枠方式の廃止及び小選挙区選出議員の定数の「0増5減」以外の提案につ いて意見がまとまらなかったこともあり、合意には至らなかった(乙3の 1,302)。民主党は、平成24年6月18日、第180回国会におい (1)人別枠方式の廃止及び定数の「0増5減」並びに比例代表選出議員 定数の40削減等を内容とする「公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審 議会設置法の一部を改正する法律案」を衆議院に提出し、同法案は、同月 2.6 日 衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会に 付託された (乙4の1, 4の2)。他方, 自由民主党は、同年7月27日,

同国会において、1人別枠方式の廃止及び定数の「0増5減」を中核とする緊急是正法案を衆議院に提出し、同法案は、同年8月23日、上記特別委員会に付託された(乙5の1)。

その後、民主党提出に係る上記法律案は審議未了により廃案とされた (乙4の1,7)が、緊急是正法案については、継続審理案件とされ(乙 5の1)、第181回国会において、衆参両院で可決され、平成24年1 1月16日に成立し(乙5の2)、同月26日、公布され(乙6)、同法 2条の規定を除いて、同日施行された(緊急是正法附則1条)。

(6) 緊急是正法は、小選挙区選出議員の定数を5人削減して295人とする とともに公職選挙法13条1項,別表第1を別の法律で改定し(2条), 本件区割基準のうち1人別枠方式に係る部分を廃止する(3条)ものであ る。しかし、区画審がこの改正に基づく区割りの改定案を作成して勧告す るまでの期間を考慮し(乙7)、緊急是正法2条については、同条の規定 による改正後の公職選挙法13条1項に規定する法律の施行の日から施行 し(緊急是正法附則1条ただし書), その前日までに期日を公示された衆 議院議員総選挙については,なお従前の例によることとされた(同法附則 2条)。区画審が平成22年に実施された国勢調査の結果に基づいて小選 挙区選挙の選挙区の改定案を作成するに当たっては, 「0増5減」案によ り,較差の大きい都道府県である高知県,徳島県,福井県,佐賀県及び山 梨県の5県の区域内の選挙区の数を1ずつ削減してそれぞれ2とすること とされ(同法附則3条1項,附則別表),この改定案に係る区画審の勧告 は、同法の施行日(平成24年11月26日)から6か月以内にできるだ け速やかに行うこととされた(同法附則3条3項)。そのため、是正の範 囲は必要最小限の改定にとどめることとし(乙7),改定案作成の基準と して、①選挙区間における較差の基準を2倍未満とし、②改定の対象とす る小選挙区を, ⑦人口の最も少ない都道府県(鳥取県)の区域内の選挙

- 区、①小選挙区の数が減少することとなる県(高知県、徳島県、福井県、佐賀県及び山梨県)の区域内の小選挙区、⑦人口の最も少ない都道府県の区域内における人口の最も少ない小選挙区の人口以上であって、かつ、当該人口の2倍未満であるという基準を満たさない小選挙区、及び、②⑦の小選挙区を⑦に記載の基準に適合させるために必要な範囲で行う改定に伴い改定すべきこととなる小選挙区に限ることとされた(同法附則3条2項)。なお、緊急是正法による改正後の都道府県間における議員1人当たりの人口の最大較差は、1.788となる(乙8の2)。
- (7) 緊急是正法の施行を受けて、区画審は、平成24年11月26日、同法 附則3条3項による区割りの改定案の勧告期限である平成25年5月26 日までの今後の審議の進め方を確認し(乙8の1、8の3)、平成24年 12月10日には、緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針(素 案)を審議した。区画審では、関係都道府県知事への意見照会、改定対象 選挙区等のレビュー、緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針の審 議・決定、具体的な区割り審議等を経て、上記勧告期限までに区割りの改定案を勧告する予定としている(乙9の1、9の2)。
- (8) 平成24年12月16日施行の本件選挙は、上記の経緯により、緊急是正法による改正前の公職選挙法13条1項、別表第1所定の本件区割規定に従って施行された。本件選挙施行当日時点における小選挙区間の議員1人当たりの選挙人数の最大較差は1対2.425であり、最小の高知県第3区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は72選挙区あった(乙10)。
- 2 議員定数配分規定の合憲性の判断基準について
 - (1) 代表民主制の下における選挙制度は、選挙された代表者を通じて、国民 の利害や意見が公正かつ効果的に国政の運営に反映されることを目標とし、 他方、国政における安定の要請をも考慮しながら、それぞれの国において、

その国の事情に即して具体的に決定されるべきものであり、そこに論理的に要請される一定不変の形態が存在するわけではない。憲法は、上記の理由から、国会の両議院の議員の選挙について、およそ議員は全国民を代表するものでなければならないという基本的な要請(43条1項)の下で、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとし(同条2項、47条)、両議院の議員の各選挙制度の仕組みについて国会に広範な裁量を認めている。したがって、国会が選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような基本的な要請や法の下の平等などの憲法上の要請に反するため、上記のような裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである(最高裁昭和51年4月14日大法廷判決・民集30巻3号223頁(以下「昭和51年判決」という。)、平成23年判決等参照)。

(2) 原告は、憲法前文、56条2項等を引用しつつ、国民主権の理念や多数 決の原則に照らし、憲法は投票価値の平等を実務上可能な限り実現する人 口比例選挙を要請しており、投票価値の等価性は、憲法上の要請ではない 他の政策的目的又は理由によって減殺されるものではない旨主張する。

しかしながら、前記のとおり、憲法43条2項、57条が、議員の定数、 選挙区、投票の方法等選挙に関する事項を法律で定めるべきものとしており、その趣旨が、多種多様な国民の利害や意見を効果的に国政に反映させるために、その方法を国会の裁量に委ねたものと解されること等に照らすと、憲法前文、56条2項等をもって、国会が選挙制度の仕組みを定めるに当たり人口比例以外の要素を考慮することを許さない趣旨であると解することはできない。選挙権の内容の平等、すなわち投票価値の平等は、憲法14条1項により要求されるものであり、選挙制度の仕組みを決定するに当たって最も重要かつ基本的な基準というべきであるが、唯一絶対の基 準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであり、国会が具体的に定めたところがその裁量権として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、やむを得ないものと解される。

衆議院議員の選挙制度においては、従来から政治的・社会的機能等の点で重要な単位と考えられてきた都道府県を定数配分の第一次的な基盤とし、具体的な選挙区は、これを細分化した市町村、その他の行政区画などが想定され、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状況などの諸要素が考慮されるものと考えられ、国会において、人口の変動する中で、これらの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められているところである。したがって、このような選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するか否かによって判断されることになると解する(昭和51年判決、平成23年判決等参照)。

- (3) その他,原告は種々主張するが,憲法前文,56条2項等の文言から一 義的に原告の主張する厳密な人口比例原則が導き出されるとは解されず, 原告の主張を直ちに採用することはできない。
- 3 本件区割規定の合憲性について

以下, 2の見地から, 本件選挙当時の本件区割規定の合憲性について検 討する。

(1) 本件選挙制度の下における小選挙区の区割りの基準については、旧区画 審設置法3条が定めていたところ、同条1項は、選挙区の改定案の作成に つき、選挙区間の人口の最大較差が2倍未満になるように区割りをするこ とを基本とすべきものとしており、これは、投票価値の平等に配慮した合 理的な基準を定めたものということができる。

他方、同条2項においては、前記のとおり1人別枠方式が採用されてい た。しかし、平成23年判決は、①この選挙制度によって選出される議員 は、全国民を代表して国政に関与することが要請されており、相対的に人 ロの少ない地域に対する配慮はそのような活動の中で全国的な視野から法 律の制定等に当たって考慮されるべき事柄であって、地域性に係る問題の ために、殊更にある都道府県の選挙人と他の都道府県の選挙人との間に投 票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいい難いとし、②1 人別枠方式は、特に人口の変動に伴う定数の削減が著しく困難であったな どの我が国の選挙制度の歴史,経緯に照らし,新しい選挙制度を導入する に当たり、直ちに人口比例のみに基づいて各都道府県への定数の配分を行 った場合には人口の少ない県における定数が急激かつ大幅に削減されるこ とになるため、国政における安定性、連続性の確保を図る必要があり、こ の点の配慮がなければ抜本的な選挙制度改革の実現自体が困難と認められ る状況で採られた方策であるという点で導入当初は合理性を有していたと 解した上で,③前回選挙時においては,本件選挙制度導入後最初の総選挙 が平成8年に実施されてから既に10年以上を経過し、平成14年の選挙 区改定後も2回の総選挙が実施されるなど,本件選挙制度は定着し,安定 した運用がされるようになっていたこと、④前回選挙時既に、本件選挙区 割りの下で前記1(4)のとおり選挙区間の投票価値の較差が最大で2.30 4倍に達し、較差2倍以上の選挙区の数も増加していたところ、1人別枠 方式がその主要な要因となっていたと認められることなどに照らすと、本 件区割基準のうち1人別枠方式に係る部分は,遅くとも前回選挙時には立 法時の合理性が失われ、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っ ていたとした。平成23年判決の判旨に照らせば,本件区割規定及び本件 選挙区割りは、既に前回選挙時において上記の状態にあった1人別枠方式 を含む本件区割基準に基づいて定められたものであり、本件選挙時には最大較差が2.425倍、最小の選挙区との較差が2倍以上となる選挙区が72選挙区にまで拡大していた以上、本件選挙時においても憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたというべきである。

(2) もっとも、制定又は改正当時は合憲であった議員定数配分規定がその後立法時の合理性を失ったことにより憲法の投票価値の平等の要求に反する程度に至った場合には、そのことによって直ちに当該議員定数配分規定が憲法に違反するとすべきものではなく、憲法上要求される合理的期間内の是正が行われないときに初めて同規定が憲法に違反するものというべきである。そこで次に、本件選挙時点において、1人別枠方式を含む本件区割基準に基づいて定められ、緊急是正法によりなお従前の例によることとされた本件区割規定について、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間を経過していたかを検討する。

前記のとおり、1人別枠方式は、その立法時には、抜本的改革を伴う本件選挙制度を導入し定着させるための方策として合理性を有していたものであり、最高裁平成19年6月13日判決・民集61巻4号1617頁も、平成17年の総選挙における1人別枠方式を含む本件区割基準及び本件選挙区割りについて、いずれも憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていない旨判示していたところである。そこで、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間を経過していたかは、前回選挙について1人別枠方式を含む本件区割基準及び本件選挙区割りが憲法の要求に反する状態に至っていたと判示され、国会においてそのことを認識するに至った平成23年判決の言渡日(同年3月23日)を始期として、それ以降の立法の内容及び過程に係る諸事情を踏まえて個別具体的に判断すべきである。

まず、憲法上要求される是正の内容及びこれに要する過程について見る と、1人別枠方式を含む本件区割基準及び本件区割規定の見直しについて は、事柄の性質上、1人別枠方式の廃止のみで投票価値の較差が是正されるものではなく、これを踏まえて各都道府県にあらかじめ配分された定数を再配分するほか、行政区画、地勢、交通等の事情も踏まえた選挙区のまとまり具合等にも配慮し、場合により小選挙区選出議員定数自体の見直しの要否も含めて選挙区割り全体を見直す必要があり、それ自体は憲法43条2項、47条所定の国会の裁量権の範囲内として正当に考慮することが許される政策的目的ないし理由に含まれるというべきであって、そのための検討・審議を経て本件区割規定自体を改正・施行するには一定の期間を要すること自体は否定できない。しかしながら、上記作業自体は、旧区画審設置法4条1項が区画審において最新の国勢調査の結果公示後1年以内に行うこととしていた勧告における作業と本質的に異なるとは認められない。緊急是正法ではより短く、区画審による同法施行後6か月以内のできる限り速やかな勧告が予定されているところでもある。

次に、現実になされた立法の内容及び過程について見ると、平成23年 判決の言渡し後、国会は、衆議院議員選挙制度に関する各党協議会におい て、1人別枠方式の廃止とともに投票価値の較差是正のための措置等につ いて協議を重ね、約1年9か月後の本件選挙までの間に少なくとも1人別 枠方式を廃止する緊急是正法を成立させたこと、その可決時期が衆議院の 解散日と重なったこともあり、本件選挙時までには具体的な区割りの改定 や定数是正にまでは至らなかったものの、区画審が、緊急是正法に従い、 勧告期限である平成25年5月26日までに区割りの改定案を勧告できる よう作成に向けた作業を進めていることも認められる。しかしながら、上 記の立法の経過を見ると、各党協議会において、1人別枠方式の廃止及び 「0増5減」による本件区割規定の見直し自体については、本件選挙制度 (小選挙区比例代表並立制)の存続を前提とした緊急是正案との限度では、 比較的早期に方向性が示されていたことがうかがわれ、遅くとも平成24 年4月頃以降はこれに代わる案が具体的に検討された形跡はない。それにもかかわらず早期の法改正が実現しなかった理由は、小選挙区以外の議員定数削減を含むその他の選挙制度改革の当否をめぐる各党の意見対立等によるところが大きかったと認められる(乙2の1ないし2の7、3の1、3の2、7)。このような、平成23年判決において憲法上の要求とされた1人別枠方式の廃止を含む本件区割基準及び本件区割規定の是正自体にとって必須ではないその他の選挙制度改革の検討・審議に要した期間をもって、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間ということはできない。

以上のような立法の内容及び過程を考慮すると、平成23年判決から約1年9か月後の本件選挙までの間に、憲法上の要求として早期是正を求められた本件区割基準中の1人別枠方式の廃止を前提とする本件区割規定自体の是正を、憲法上の要求であることが明らかではないその他の選挙制度の見直しに先行して行えなかった合理的理由は見出し難い。したがって、本件選挙時までに本件区割規定の改正がされていない以上、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったと認めるのが相当である。

(3) そして、本件区割規定は、その性質上不可分の一体をなすものと解すべきであり、憲法に違反する不平等を生ぜしめている部分のみならず、全体として違憲の瑕疵を帯びるものと解すべきである(昭和51年判決参照)。したがって、本件区割規定は、憲法14条1項の要求する投票価値の平等に反し、全体として違憲となる。

4 本件選挙の効力について

(1) 以上のように、本件区割規定は本件選挙当時全体として違憲であるが、これに基づいて行われた選挙の効力については、更に考慮を要する。

議員定数配分規定の違憲を理由とする訴訟においては、当該選挙を無効とする判決をしても直ちに再選挙が施行されるわけではなく、憲法に適合

する選挙を施行して違憲状態を是正するためには、議員定数配分規定の改 正という別途の立法手続を要することになる。このような見地からすると、 違憲の議員定数配分規定によって選挙人の基本的権利である選挙権が制約 されているという不利益など当該選挙の効力を否定しないことによる弊害、 同選挙を無効とする判決の結果、議員定数配分規定の改正が当該選挙区か ら選出された議員が存在しない状態で行われざるを得ないなど一時的にせ よ憲法の予定しない事態が現出することによってもたらされる不都合、そ の他諸般の事情を総合考察し、いわゆる事情判決の制度(行政事件訴訟法 31条1項)の基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則を適用 して、選挙を無効とする結果余儀なくされる不都合を回避することもあり 得ると解すべきである(昭和51年判決参照)。

(2) 本件では、平成23年判決により1人別枠方式を含む本件区割基準及び本件区割規定の是正が憲法上要求されるものと初めて国会が認識した後、それが緊急の課題であることを十分認識し得たにもかかわらず、その法改正を先行させることなく、いたずらに抜本的制度改革等をめぐる意見対立等により、憲法上要求される是正のための合理的期間を経過して従前の本件区割規定により本件選挙が施行されたと評価せざるを得ない。しかしながら、是正の前提として1人別枠方式を廃止する緊急是正法自体は成立し、区画審及び国会において本件区割規定を早期に改定するための作業が進められていること、平成23年判決から本件選挙までの期間、投票価値の較差の程度その他本件に現れた諸般の事情を併せ考察すると、本件選挙を無効としなければ違憲状態が野放しになるとまではいえず、無効とした場合の公の利益の著しい障害等も考慮すれば、本件は、前記の一般的な法の基本原則に従い、本件選挙が憲法に違反する本件区割規定に基づいて行われた点において違法である旨を判示し、主文において同選挙の違法を宣言す

るにとどめ、本件選挙の秋田県第1区における選挙は無効としないこと とするのが相当である場合に当たるというべきである。

第4 結論

よって、原告の請求を棄却するとともに、主文で上記選挙の違法を宣言することとし、訴訟費用の負担につき、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法64条 ただし書を適用して、主文のとおり判決する。

仙台高等裁判所秋田支部

]長裁判官	久	我	泰	博
裁判官	有	賀	直	樹
裁判官	押	野		純